

意見書案についての反対討論要旨 (2010/06/22)

私は、日本共産党県議団として、提案されました意見書案の内、「職員団体の政治活動に関する法整備を求める意見書案」並びに「教育公務員特例法の早期改正を求める意見書案」について反対し、一括してその理由を述べ討論いたします。

これら2件の意見書案は、いずれも、北海道教職員組合の幹部が、衆議院議員陣営に対し、不正資金を提供した事件で、政治資金規制法違反で有罪判決を受けたことを契機として提案されています。

そもそも、労働者の生活と権利を守る組織である労働組合が、機関決定の名において「特定政党支持」を組合員におしつけることは、憲法19条に定める思想信条の自由を侵害するとともに、要求で団結すべき組合の基本的性格をゆがめる重大問題であり、ただちに是正すべきです。

一方、この問題を口実に、公務員と教育公務員の政治活動と組合運動の規制強化を求める主張が一部から行われ、その現れがこれらの意見書案の提案でもあるわけですが、このような動きには強く反対するものです。

本来、公務員と教育公務員にも憲法14条による法の下での平等、19条による思想及び良心の自由、そして21条による集会、結社、表現の自由がいずれも保障されなければなりません。これは、主権在民、基本的人権尊重の憲法の基本原則から導き出されるものです。

現在でも関係法律等で教員の政治的行為に対しては様々な規制が行われています。

こうした日本の教員を含む公務員への政治活動の制限は、国際的にも異常と言ってよいものであり、2008年10月には、国連自由権規約委員会が「締結国は、国連自由権規約第19条および第25条の下で保護されている政治活動および他の活動を、警察、検察官および裁判所が過度に規制しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである」と日本政府に対して勧告しています。

見直されるべきは、憲法で保障された主権在民、基本的人権尊重の基本原則を制約する現行の国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法など関係法律の諸条項です。

提案された2件の意見書案は、北教組などの団体の違法行為を口実に、国際的な動向にも逆流し、基本的人権の制約を求めるものであり、強く反対するものです。

以上で討論を終わります。